

朝鮮人強制労働被害者補償のための財団設立に関する法律（案）

（注：2010.09.09 強制連行全国ネットワーク事務局作成の試案です）

（目的）

第1条 この法律は、戦時中朝鮮半島より労働力として日本国内等に移入され、劣悪な環境の下で使役された朝鮮人元労働者が、現在もなおその被害回復を求めている特別の事情等にかんがみ、及び強制労働禁止条約並びに国際人権法の今日的発展を踏まえて、その被った肉体的・精神的苦痛を慰藉する補償金を支給する等の事業を実施するための一般公益財団を設立すること、並びに以ってわが国と大韓民国との間の友好及び信頼関係を深めるとともにわが国の国際社会における地位を高めていくことを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「朝鮮人強制労働被害者」とは、日本政府が国家総動員法に基づき策定・実行した「労務（国民）動員計画」及び国の関与により日本国内等に移入され、日本企業・事業所で使役された朝鮮人労働者をいう。

2 この法律において「労務（国民）動員計画」とは、1939年度から1945年度までの間、企画院（のちの軍需省）により立案され、日本内地、樺太、南洋群島などの企業・事業所に計画的・集団的に朝鮮人の労務動員を行った計画をいう。

3 この法律において「国の関与」とは、労務（国民）動員計画以外で国家総動員法を根拠法として行われた労働動員の計画、例えば女性労務動員を行った女子勤労挺身隊令などをいう。

（財団の設立及び事務所）

第3条 朝鮮人強制労働被害者に対する補償金を支給する等の事業を行うため、公法上の権利能力のある一般公益財団を設立する。財団の名称は「朝鮮人強制労働被害補償財団」（「強制労働補償財団」と略称する）とする。

2 この財団の事務所を、東京都内に置く。

（財団の目的）

第4条 財団の目的は、強制労働により肉体的・精神的苦痛を被った元朝鮮人労働者及びその遺族に対する慰藉を行なうとともに、戦時下で行われた労務動員とそれによる被害の実態をつまびらかにし、かつそれを後世に伝えることによって未来に過ち無きことを期すことにある。

（財団の事業）

第5条 財団は次の事業を行なう。

- （1）強制労働被害当事者及びその財産継承者たる遺族に対する補償金の支給
- （2）いまだに判明していない戦時労務動員及びその被害の実態に関する調査
- （3）強制労働被害者が被った被害、労苦について日本及び韓国国民の理解を深め、及びその植民地支配並びに戦争被害としての体験の次代の国民への周知・継承を図るための事業

（財団の発起人）

第6条 財団の発起人は、政府及び戦時中に政府が策定した「労務（国民）動員計画」及び国の関与に基づき自己の事業所内に朝鮮人労働者を移入し、使役した企業（以下、「企業」という）とする。

（財団の財産）

第7条 財団は次の財産で構成される。

- （1）財団の設立に際し、政府が出資する金額（〇〇〇億円）
 - （2）財団設立発起に参加した企業が出資する金額（〇〇〇億円）
 - （3）財団は、第三者からの寄附を受けることができる。財団は、さらにその他の寄附を得るよう努める。この寄附は、相続税及び贈与税を免除される
- 2 政府の出資する金額と企業が出資する金額の比率は1対1とする。
 - 3 なお、財団は必要あるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、政府、企業に出資金の増額を求めることができる。
 - 4 財団財産による収益及びその他の収入は、財団の目的にのみ使用されなければならない。

（財団の機関）

第8条 財団には、次の機関を置く。

- (1)評議員会
- (2)財団理事会
- (3)監事
- (4)会計監査人

（評議員会）

第9条 評議員会は、次の〇〇名の評議員で構成する。

- (1)内閣総理大臣が指名する評議員長
 - (2)財団に出資する企業が指名する4名の評議員
 - (3)国会（衆議院・参議院）が指名する各1名の評議員
 - (4)内閣府・厚生労働省・財務省の代表各1名
 - (5)韓国の強制労働被害者が指名する〇名の評議員
 - (6)大韓民国政府の代表1名
- 2 評議員会は、財団の事業計画、予算・決算等について決定するとともに、財団理事会の活動を監督する。
 - 3 評議員の任期は2年とし、再任を妨げられない。また、任期切れ前に退任するときは、残りの任期につき後任者を指名することができる。
 - 4 評議員会は、評議員の過半数が出席したとき議決することができる。評議員会は決議を単純過半数で行い、可否同数の場合は評議員長の票により決定する。
 - 5 評議員会の評議員は無給とする。ただし、必要な経費は補償される。

（財団理事会）

第10条 財団理事会は、1名の理事長と〇名の理事の理事で構成される。財団理事会の理事は評議員会が指名し、評議員は同時に理事会に属することはできない。

- 2 財団理事会は、日常業務を執行し、評議員会の決定事項を実行に移す。理事会は業務を執行するための事務局等を置き、そのための要員を雇用することができる。
- 3 理事会は、事務の執行、機関の運営等のため必要な規則を定めることができる。

(財団監事)

第 11 条 財団に 2 名の監事の監事を置くこととし、評議員会で選任する。

2 監事は次に掲げる業務を行なう。

(1)財産及び会計を監査すること

(2)理事の業務執行状況を監査すること

(3)財産、会計及び業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は内閣総理大臣に報告すること

(会計監査人)

第 12 条 財団に会計検査人を置くこととし、評議員会で選任する。

2 会計検査人は財団の会計帳簿及び附属明細書を監査し監査報告書を作成する。

3 会計検査人は職務を行なうに際して理事の職務執行における不正又は法令若しくは定款に違反する事実を発見したときは監事に報告しなければならない。

(監督、予算、会計監査)

第 13 条 財団は、内閣府・厚生労働省・財務省の法的監査を受ける。

2 財団は、毎事業年の開始前に予算を編成しなければならない。予算は財務省の承認を受けなければならない。

3 財団は、会計検査院の検査を受ける。

(財団の事業実施期間)

第 14 条 第 4 条に規定する財団の事業のうち (1) の事業は、この法律の施行された日から平成〇〇年 3 月 31 日までの間に実施する。

2 前項の期間内に (1) の事業の請求をしなかった者は、その権利を喪失する。

3 前条事業の (2) 及び (3) の実施期間については、別に定める。

(補償金受給権者)

第 15 条 次のいずれかに該当する者は、この法律による補償金を受給する権利を有する。

(1)朝鮮人強制労働被害者本人

(2)死亡した強制労働被害者の遺族であって、配偶者、子、父母、孫及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族

2 補償金受給権は譲渡することも差し押さえることもできない。

(補償金受給権の審査)

第 16 条 補償金の支給を受ける権利の審査は、これを受けようとする者の請求に基づいて、財団理事会が行なう。

2 理事会は受給権審査の事務を行うために、第 18 条に規定する調査委員会を設置する。

(不服申立手続)

第 17 条 審査の結果受給権を認められなかった者で、その認定に不服のある者が不服申立を行うことができるよう、財団理事会は不服申立受理機関を設置しなければならない。

2 不服申立受理機関は、申立てを受理したときは、調査委員会に再審査を命ずるものとする。

3 不服申立受理機関は〇名の委員で構成し、委員は理事会から独立し、その指示を受けない。

(調査委員会の設置)

第 18 条 財団理事会は第 5 条に規定する(2)の事業を実施するとともに、第 14 条の補償金受給権の審査、認定事務を行うため調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、前項に規定する事務・事業を行うために、日本政府及び関係企業並びに地方公共団体など関係団体に対し戦時労務動員計画等に基づく朝鮮人労働者移入に係る資料の提供を求めることができる権限を有し、政府・企業・関係団体はそれに可能な限り応える義務を負う。

3 調査委員会は、受給権認定事務を行うに当たって、韓国政府及び関係機関との連携を密にするものとする。

4 調査委員会は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員で構成する。

(補償金の支給手続)

第 19 条 補償金の支給を受けようとする者は、所定の請求書に、要求される証明書類を添えて提出しなければならない。

2 財団理事会は請求書及び証明書類を審査し、受給権が認められる者に対して、補償金を支給する。なお、理事会は請求書及び証明書類の受理、審査事務並びに支給事務の一部又は全部を韓国政府又は関係機関(非政府機関を含む)に委任することができる。

(財団の解散)

第 20 条 財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条 1 項 1 号から第 3 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において 4 分の 3 以上の議決を経、かつ内閣総理大臣の認可を受けて解散することができる。

(附則)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第 2 条 この法律の施行に当たって、必要な事項は別途政令で定める。

(理由)

戦時中に労務動員によって日本国内企業の事業所に移入され、強制的な労働を強いられた被害者が戦後 65 年を経た今もなお、被った肉体的・精神的苦痛の被害回復を訴え続けているという事情に堪がみ、日本政府及び関係企業がその歴史的責任を自覚し人道的精神に則った措置を講ずることが必要であるため。